令和2年3月25日開催

新庄市農業委員会第34回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会(令和2年3月)議事録

- 1. 開催日時 令和2年3月25日(水)午前10時00分
- 2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター
- 3. 出席委員(19名)

1番	浅沼	玲子	2番	今田	則雄
3番	丹	茂	4番	星川	吉和
5番	海藤	芳正	6番	笹	行也
7番	鶴巻	浩美	8番	間	真一
9番	須田	雄二	10番	髙橋	敏行
11番	齋藤	謙二	12番	清水	哲夫
13番	佐藤	啓右	14番	下山	秀一
15番	星川	豆	16番	三原	康志
17番	佐藤	喜代志	18番	指村	貞芳
19番	森	良一			

4. 欠席した委員(0名)

5. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名

日程第 2 議案第 133 号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 134 号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 135 号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請

について

日程第 5 議案第 136 号 農用地利用集積計画について

日程第 6 議案第 137 号 農用地利用配分計画案に対する意見について

日程第 7 報告第 101 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第 8 報告第 102 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第 9 報告第 103 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

日程第 10 報告第 104 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

事務局長 津藤 隆浩 主 査 早坂 和弥

主 任 三宅 大輔

主 事 長南 友紀

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和元年度新庄市農業委員会第34回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席方の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は19名です。欠席通告者はございません。従いまして、現に在任する 委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会法第27条第3項の規定によ り、本第34回総会が成立していることをご報告申し上げます。

では会長に議長をお願いいたします。

○議長

それでは議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行いま す。慣例により議長から指名させていただくことに異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

ご異議ないようですので、議事録署名委員に3番丹茂委員と14番下山秀一委員の両名 にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の三宅大輔君と長南友紀君を 指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に日程第2、議案第133号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第133号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区4件、稲舟地区1件、萩野地区7件、八向地区9件ございます。議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件をすべて満た していると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○10番

農地法第3条の規定による許可申請について、新庄1番。3月20日に調査確認いたしました。○○君と△△君は本家、別家の家柄でありまして以前に本家の○○君の方からいただいたという事で、今回少しの恩を返す為に贈与としたという事でありますので、宜しくお願いいたします。

○議長

それでは新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○19番

新庄地区2番についてご報告いたします。3月19日に調査確認しました。貸人の○○ さんと借人の△△さんは親戚関係であり、新規の申請ですけども以前より作っていたとい う事で、問題無いと判断しましたので宜しくお願いします。

○議長

それでは、新庄地区3番について調査報告をお願いいたします。

○13番

新庄地区3番について、3月18日に調査確認しました。新規とはなっていますが、以前より耕作していたものであり、問題ありませんでしたので宜しくお願いします。

それでは、新庄地区4番について調査報告をお願いいたします。

○15番

農地法第3条の規定による許可申請についての4番についてですけども、この議案書通り相違ないようですので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いいたします。

○8番

稲舟地区1番につきまして、3月21日に確認いたしました。単価の方も双方合意という事で、問題無いと思いますので宜しくお願いいたします。

○議長

それでは、次に萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○11番

3月19日に調査確認しました。○○さんは△△さんの田んぼも耕作しておりまして、 この度、畑もお願いしたいという事で、単価も双方合意でありますので、問題無いと判断 しました。宜しくお願いします。

○議長

それでは、萩野地区2番について調査報告をお願いいたします。

○11番

○○さんの離農に伴っての新規ではございますが双方合意の単価でありまして、問題無いと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、萩野地区3番について調査報告をお願いいたします。

○4番

萩野地区3番について、○○さんは△△さんの田んぼも小作しており、今回畑の方も借りるという事でした。対価の方も双方合意という事でしたので問題無いと考えます。宜しくお願いします。

それでは、萩野地区4番について調査報告をお願いいたします。

○4番

萩野地区4番について、同一世帯の親子関係であり、経営移譲年金受給の為の貸借権の 設定でありますので、問題無いと考えます。宜しくお願いします。

○議長

それでは、萩野地区5番について調査報告をお願いいたします。

○4番

3月21日に調査確認しました。同一世帯の親子関係の年金受給の為の貸借権設定でありますので問題無いと考えます。宜しくお願いします。

○議長

それでは、萩野地区6番について調査報告をお願いいたします。

○4番

萩野地区6番について、3月21日に調査確認しました。これも親子関係の貸借権設定であり、問題無いと考えます。宜しくお願いします。

○議長

それでは、萩野地区7番について調査報告をお願いいたします。

○7番

萩野地区7番について、3月21日に調査確認しました。親子間での貸し借りであり、 期間もお互いの合意でありますので、問題無いと思います。宜しくお願いします。

○議長

それでは、次に八向地区1番について調査報告をお願いいたします。

○12番

八向地区1番について、3月19日に調査確認いたしました。この土地は大蔵地にある本合海の飛地で十数年前に工業団地に道路ができた際に○○さんと△△さんの間で田んぼの交換がなされました。その際にこの土地が新庄市だったために○○さんの名義で残ってしまったという事で、今回名義を変えるという事で贈与になったという事で、問題なしと判断しました。宜しくお願いします。

それでは、八向地区2番について調査報告をお願いいたします。

○12番

八向2番について、3月19日に調査確認いたしました。事由は詳細の通り間違いありませんでした。借賃の一反歩18,000円は水代込みで、お互い合意という事です。宜しくお願いいたします。

○議長

それでは、八向地区3番についての調査報告をお願いいたします。

○12番

八向3番につきまして、3月19日に調査確認いたしました。事由は詳細の通り間違いありませんでした。借賃の一反歩18,000円は水代込みで、お互い合意という事です。宜しくお願いします。

○議長

それでは、八向地区4番についての調査報告をお願いいたします。

○12番

八向4番につきまして、3月19日に調査確認いたしました。事由は詳細の通り間違いありませんでした。借賃の一反歩18,000円は水代込みで、お互い合意という事です。 宜しくお願いします。

○議長

それでは、八向地区5番について調査報告をお願いいたします。

○12番

八向5番につきまして、3月19日に調査確認いたしました。事由は詳細の通りで間違いありませんでした。借賃の一反歩18,000円は水代込みで、お互い合意という事です。宜しくお願いします。

○議長

それでは、八向地区6番についての調査報告をお願いいたします。

○12番

八向6番につきまして、3月19日に調査確認いたしました。事由は詳細の通りで間違いありませんでした。借賃の一反歩18,000円は水代込みで、お互い合意という事で

す。宜しくお願いします。

○議長

それでは、次に八向地区7番について調査報告をお願いいたします。

○12番

八向7番につきまして、3月19日に調査確認いたしました。事由は詳細の通り間違いありませんでした。借賃の一反歩18,000円は水代込みで、お互い合意という事です。宜しくお願いします。

○議長

それでは、八向地区8番についての調査報告をお願いいたします。

○12番

八向8番につきまして、3月19日に調査確認いたしました。この土地は最上川大橋の下にあります。大雨が降ると一番最初に水が上がるような土地であります。今回昔から小作していた○○さんに△△さんが贈与したいという事で、この案件になったそうです。問題無しと判断しました。宜しくお願いします。

○議長

それでは、八向地区9番についての調査報告をお願いいたします。

○12番

八向地区9番につきまして、3月19日に調査確認いたしました。この土地は○○さんの自宅に接した土地で、○○さんがこの値段で売って欲しいという事でした。問題無しと判断しました。宜しくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第133号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第133号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第134号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第134号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区2件、稲舟地区 2件、萩野地区1件、議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いします。それでは新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○15番

議案第134号農地法第5条の規定による許可申請についての1番でございますが、事 由詳細のとおり相違ないと判断いたしましたので、ご審議の上決定願います。

○議長

それでは、新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○19番

新庄地区2番について、3月19日に調査確認しました。事務局の説明通りで、双方合意の案件です。問題無いと判断いたしました。宜しくお願いします。

○議長

それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いいたします。

○8番

稲舟地区1番につきまして、3月21日に確認いたしました。こちらも双方合意でございます。この用地はまわりが住宅地でございますので、問題無いと判断いたしました。宜しくお願いいたします。

それでは、稲舟地区2番について調査報告をお願いいたします。

○5番

稲舟地区2番につきまして、3月20日に現地確認と双方への聞き取りを行いました。 ここは畑ですけども、数年耕作されてない状態で、更地のような状態です。周りに農地も ないので、問題無いと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、次に萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○11番

萩野1番について、3月19日に調査確認しました。事務局説明通りであり、間違いありませんでした。なお泉田川土地改良区にお願いして、掘削深の厳守とパトロールをお願いしております。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第134号農地法第5条の規 定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第134号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第135号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを 上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第135号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1件、

八向地区1件、議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○13番

議案第135号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1番について、3月18日に確認しました。事務局説明のとおりであり、問題ありませんでしたので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、八向地区1番について調査報告をお願いいたします。

○9番

八向地区1番につきまして、3月19日に調査確認しました。詳細は事務局説明の通りでありますので、宜しくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第135号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第135号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に日程第5、議案第136号農用地利用集積計画についてを上程します。ここで、丹 茂委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により、退席いた します。暫時休憩いたします。

<「丹茂委員」退席>

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第136号農用地利用集積計画につきまして、新庄地区1番から八向地区6番までの43件につきまして、議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を朗読し、計画内容を説明)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明 のあった賃借権設定39件、所有権移転4件について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第136号農用地利用集積計画 については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第136号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。ここで、退席委員の入場を認めます。新型コロナウイルス感染対策のため、会場内を換気しますので暫時休憩をします。

<「丹茂委員」着席>

<会場内換気>

それでは、休憩を解いて再開します。

○議長

次に日程第6、議案第137号農用地利用配分計画案に対する意見についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第137号農用地利用配分計画案に対する意見について、新庄地区1番から八向地区2番までの6件につきまして、議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を朗読し、計画内容を説明)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明の あった、農用地利用配分計画案に対する意見について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

ないようですので、それではお諮りいたします。議案第137号農用地利用配分計画案 に対する意見については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第137号農用地利用配分計画案に対する意見については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第7、報告第101号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第101号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区5件、 萩野地区2件、八向地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

ご苦労様でした。ただいまの報告第101号農地法第3条の3第1項の規定による届出 について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第101号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第102号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程 いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第102号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、新庄地区5件、 稲舟地区1件、八向地区3件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第102号農地法第18条第6項の規定による 通知について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第102号農地法第18条第6項の規定による通知 については、原案の通り可決承認されました。

○議長

次に日程第9、報告第103号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第103号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第103号地目変更登記に係る法務局からの照 会について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第103号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案の通り可決承認されました。

○議長

次に日程第10、報告第104号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上 程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第104号農業者年金に関する裁定請求書等の確認につきまして、八向地区1件ご ざいます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第104号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第104号農業者年金に関する裁定請求書等の確認 については、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。 これで、新庄市農業委員会第34回総会を閉会いたします。 本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和2年3月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 丹 茂

議事録署名委員 下山 秀一